湧 監 第 １ ８ 号
令和７年７月１８日

（請　求　人）　　様

湧別町監査委員　　水　野　　　豊

湧別町監査委員　　下　田　英　人

住民監査請求の却下について（通知）

令和７年５月 26 日付けで提出のありました湧別町長刈田智之氏に関する措置請求につきましては、下記のとおり地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適格であるため却下します。

記

第１　請求の要旨

庁舎の位置条例は特別多数議決が必要であり、新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託は予算提出制限に違反しているため、違法な公金支出に対し補償請求をするもの。

第２　却下の理由

地方自治法第 242 条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実に限ることとし、当該地方公共団体の損害の防止、補てんを目的とするものである。

庁舎位置を変更する際の条例改正については特別多数議決による議決が必要（地方自治法第４条第３項）であるが、条例の改正時期を定めたものはない。

庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託は建設費用を積算するための業務であり、位置変更の条例改正が議会に提出されていないことから、現時点で当該請負契約が町に損害を与えているとは言えない。

このことから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。